

資料4-1

科学技術・学術審議会 学術分科会 研究環境基盤部会
共同利用・共同研究拠点及び国際共同利用・共同研究拠点
に関する作業部会
(第10期-第9回)R2.11.25~12.2

新規認定要項の主な変更点（前回の新規認定要項からの変更点）

これまでの作業部会における審議内容や、拠点認定規程（告示）の改正（資料2参照）を踏まえた、新規認定要項における主な変更点（主に前回「平成31年度からの新規認定要項」との比較）は次のとおり。

「4. 審議方法等」について

- 従来、新規認定の審議に当たって、必要に応じて行うこととしていた各分野の専門家による評価意見の聴取を制度上明確に位置付け、実施要領を新たに策定。

「5. 審議に当たった主な観点」について

- これまでの作業部会における審議内容の反映とともに、拠点認定規程（告示）の改正を踏まえて更新。

【審議内容を反映した新たな観点の例】

- ・ 拠点ネットワークを構成する研究施設が、少数のコミュニティのみが利用する小規模の研究施設のみで構成されていないか。
 - ・ ネットワーク型拠点について、例えば、参加窓口のワンストップ化や広く関連コミュニティから参加しやすいような情報提供等が行われているか。
 - ・ 例えば、「共用」を含む研究設備の有効活用を図るための取組が行われているか。
 - ・ ネットワーク型拠点について、例えば、拠点間のコーディネート機能が適切に構築されているなど、拠点ネットワーク全体として機能を発揮できる構成となっているか。
 - ・ 研究活動の不正行為等コンプライアンスへの対応及び体制整備等が図られているか。 など
- 連携ネットワーク型拠点に係る審議に当たって、連携施設による主体的な活動状況等を併せて考慮する旨を明確にすること。

「7. その他」について

- 評価委員及び各分野の専門家（評価意見書作成者）の氏名等は、評価終了後、一般に公開すること。
- 評価委員に対して、評価に関して不公正な働きかけがあった場合は、評価委員は速やかに文部科学省に報告を行うこと。